

アメリカ銀行会計の近代化

——1960年代における貸倒引当金の設定実務を中心に——

櫻 田 照 雄

I はじめに

本稿で私は、「保守的な銀行の会計実務」に対して¹⁾、「銀行会計とGAA Pとの差異を埋める」という意味での「銀行会計の近代化」過程を採り上げ²⁾、とくに貸倒引当金の設定実務を中心に、その意義を明らかにしたいと思う。私がこれを採り上げるのは、この「近代化」過程を分析することによって、GAAPをはじめとして、税法や公認会計士監査が会計実務を権威づけていく過程が浮き彫りにされ、ひいては銀行会計ディスクロージャーの構造解明につながると私には思われるからである。

アメリカ商業銀行（銀行持株会社を含む）の会計ディスクロージャーがSECの管轄におかれるのは、1964年の証券取引所法改正によってである。とはいえ、米銀に対してSECが保持する権限は、1933年証券法と1934年証券取引所法による投資家保護を目的としたディスクロージャー規制ならびにSECの持つ許認可権に限定されており、商業銀行の業務認可などは銀行法が規定する。従って、米銀に対するディスクロージャー規制は、証券二法に基づいてSECが投資家保護の観点から行なうと同時に、銀行法に基づいて州銀行局、連邦保険預金公社（FDIC）、通貨監督官局（OCC）、連邦準備制度（FRS）と

1) John. T. Masten, *Beleaguered Bankers: Regulation F and the Accounting Profession*, *The Bankers Magazine*, 152 (4), 1969, p. 14. 彼はその特徴として、非常に短期間で固定資産を償却する実務、証券ポートフォリオや資本や利益を過少評価している貸倒引当金の設定実務をあげている。

2) Nail A. Alexander, *The Current and Future Impact on the Reporting Practices of Banks*, *The Magazine of Bank Administration*, 51 (5), 1975, p. 52.

いった銀行監督当局が、預金者保護の観点から行なうという構成になっている。

私は本稿で、1964年の法改正によって、投資家保護理念が、預金者保護を理念としていた銀行会計に適用される過程を論じて、この時期の銀行会計が現実には、銀行経営の「健全性」の名の下に、従前の「保守性」を温存する会計実務になっていることを示そうと思う。

II 投資家保護理念の銀行会計への具体化

本稿では考察の対象を、1964年の証券取引所法改正から1972年末の銀行ディスクロージャーに公認会計士監査が義務づけられるまでの時期に限定する。この時期は、以下のように特徴づけられる。まず第一に、「銀行会計とGAAPとの乖離を埋める」という意味での「銀行会計の近代化」が図られる時期である。この時期はまた、アメリカ会計界を席卷した「会計原則の統一化」運動が展開された時期でもあった。第二は、一定の資産規模を有し、証券を発行する米銀がSECのディスクロージャー基準を遵守しなければならなくなる過程でもある。第三は、公認会計士による銀行監査のガイドラインがAICPAにより確定され、公認会計士監査が義務づけられ、証券取引所法が銀行会計に対して公認会計士監査を法的に強制するに至る時期である。

1964年8月20日の証券取引所法改正によって、100万ドル以上の資産または750人以上（のち500人までに引下げられる）の株主を有する銀行は、その証券をSECに登録することが定められた。同年12月、証券取引所法の規定を実行するため、FRSとFDICは、それぞれレギュレーションFおよびPt. 335を改正し、ここに1934年証券取引所法第3条でSECへの登録を免除されていた銀行業界は、SECの規制の下に置かれることとなった。

なぜ、このような法改正がなされ、レギュレーションが施行されたのであろうか。1964年の証券取引所法改正は、銀行の財務報告に投資家保護理念を導入することを意図していた。投資家保護理念が銀行会計に導入される理由をAI

CPAの銀行監査基準を示した『銀行監査』はこう述べている。

「株式を公開しているすべての銀行経営者が、いっそう株主や投資家大衆の利害を意識しはじめ、財務報告は、主として預金者の利益のために作成されるべきである——なぜなら、預金者の財政的利害が最も大きいためである——という従来のイデオロギーを見直そうとしている。これが現時点での特徴である。銀行の経営者は、銀行の財政的な健全性を示しさえすれば、預金者の利益は保護されていると気づきはじめた。他方で、株主や潜在的な投資家は、投資意志決定に必要な財政状態や営業成績に関する情報を銀行経営者に要求しはじめた」³⁾。

ここでは、銀行経営の変化した意識が述べられており、それは預金者保護(=債権者保護)から投資家保護をも斟酌しなければならないという意識の変化だと捉えられている。しかし、銀行の資金調達の大衆を占めるのが預金であることに変わりはなく、その意味で銀行業界全体からみれば、証券市場での資金調達はいわば限界的なものであると考えられる。だが、証券市場での資金調達がいかに限界的であるとはいえ、SECの規制を遵守しなければ、資金調達を円滑に進めることはできない。証券二法が規定するのは「発行開示」と「継続開示」というディスクロージャーの形式的な側面であって、その内容たる会計処理方法を規定するのはGAAPである。銀行経営者が、証券市場での資金調達を円滑に進めるには、機関投資家や大衆株主たちの銀行ディスクロージャーへの信頼を獲得しなければならず、それには、銀行会計それ自体への信頼が求められる。従来、預金者保護を理念としていた銀行会計をAICPAはこう評価している。

「従来の銀行会計にあっては、預金者保護という理念が銀行会計の報告実務に支配的な影響を及ぼしていた。会計上の保守主義や銀行経営の健全性、確実な成長を公衆に印象づけようとする試みは、資産を過小評価し、営業成績

3) The Committee on Bank Accounting and Auditing of the American Institute of CPA's, *Audit of Banks*, 1968, p. 27.

において極端に変動する要因を除去しようという傾向を、とくに小さな銀行に生み出していたのである⁴⁾。

銀行会計の「確実な成長を公衆に印象づけようとする試み」が、様々な会計操作を意味していたことは言うまでもない。AICPAが指摘するように、そのような会計操作は、GAAPが適用される以前の銀行会計では銀行経営の健全性を示すのに不可欠——とくに小銀行では——だと考えられていたのである。

だが、証券市場における投資家に対しては、他産業と異なる会計処理基準に従う銀行会計が、預金者保護理念に規定されたその操作性ゆえに、彼らの不信を招来することがありうる⁵⁾。そこで、彼ら投資家の信頼を強化するためにも、GAAPの適用が求められることとなる。さらに、法制度の側面から言えば、1964年証券取引所法が「準備されているレギュレーションFを銀行が採用すれば、当該銀行の会計はGAAPに準拠しているとみなす」と定めていたため、GAAPとレギュレーションFとの調整という問題も生じてくる。一般に、ディスクロージャーの目的は「合理的投資家の投資意志決定に資する会計情報の提供」にあるが⁶⁾、それが意味するのは、個別的な銀行相互の、ないしは個々の銀行と他産業に属する個々の企業との業績評価——投資家にとっての投資効率の評価——に他ならず、互いにこれらを比較するためには、共通の尺度が存

4) AICPA, *ibid.*, p. 27.

5) この時期には銀行会計の操作性だけでなく、何を銀行利益の中核にするかという議論もあった。例えば、Lucil S. Mayne と Edward G. Philips は、この時期にみられた意見の対立をこう紹介している。投資有価証券の売買による損益は、市場利子率や顧客の貸付需要や租税要因の従属変数であるから意のままにならず、純粋な銀行業務の結果を表している有価証券売却損益前当期純利益——銀行の経営意志決定によって最も影響を蒙る——が、銀行利潤の最も主要な柱であると多くの銀行家が考えていた。他方で包括主義の主張者は、投資ポートフォリオの管理は銀行業務の一部であって、業績の概念には業務全体の結果を反映させねばならないと主張していた (Lucil S. Mayne and Edward G. Philips, *Bank Earnings and Securities Gain and Losses*, *Financial Analyst Journal*, 1972 Jan-Feb., P. 62.)。

6) ディスクロージャーは市場の参加者が詐欺的な取引から自己の利益を守り、合理的な市場行動をとるための基礎を提供するものである。ただし、それは市場の参加者がディスクロージャーによって開示された情報を基礎に行動する場合にのみ、市場参加者の保護に役立つものである (神崎克郎『ディスクロージャー』弘文堂、1978年、9ページ)。このようにディスクロージャーにおける投資家保護の論理には、開示された情報の下での行動が合理的であることが前提されている。

在しなければならないこととなる。

銀行間相互の共通尺度ならば、銀行独自の会計処理方法でも構わないが、証券市場での資金調達を強化する以上、他産業との比較を可能にする共通の尺度としてのGAAPが必要とされる。多かれ少なかれ銀行業務の特殊性を考慮して策定されたレギュレーションFとGAAPとの関連が問題となるのは、こういう事情からである。しかも、会計処理方法のレベルでの調整問題は、ディスクロージャーをめぐって銀行法の理念たる預金者保護と、証券二法の理念たる投資家保護との調整という課題をはらむことになる⁷⁾。

以下では、貸倒引当金の会計処理方法に限定して、レギュレーションFに対するGAAPの適用について論じることとしたい。銀行業では貸付が主たる業務であって、貸倒の評価とそのディスクロージャーは、貸付内容を表示するだけでなく、内部留保の構成要素でもあるだけに、その設定は利益計算上重要な論点となるからである。

III 貸倒引当金の会計実務をめぐる調整過程

AICPAの『銀行監査』によれば、レギュレーションF以前の貸倒引当金設定実務はこうである⁸⁾。まず、税法上認容される最高限度額まで、貸倒引当金を設定する銀行が殆どであった。税法で認容された最高限度額まで貸倒引当金を設定するのは、経常的な貸倒損失にも臨時的な貸倒損失にも対応するというに理由がある。貸倒引当金の会計処理・表示方法は、以下の4つであった。第一は、貸倒引当金を貸借対照表上の貸出金から控除する方法。第二は、引当金を資本の部に含めずに負債の部で処理する。第三は、資本勘定の準備金

7) 1970年代に入って大銀行の倒産が生じるようになると、銀行監督当局とSECは、ディスクロージャーの内容をめぐって対立するようになる。1973年のU. S. ナショナル銀行や1974年のフランクリンナショナル銀行の倒産を受けたSECの規則改正(ASR 166)から1976年のSECの銀行ディスクロージャー・コード策定(*Guides for Statistical Disclosure by Bank Holding Company*, Release No. 5735, 1976. 8. 31)に至る過程で、この対立は、契約不履行貸付金(outstanding loans)のディスクロージャーを中心的論点に表面化する。

8) AICPA, *ibid.*, p. 45.

として処理する。第四は、貸出ポートフォリオの経常的な貸倒損失を吸収するのに必要な額を貸出金から控除し、残りの引当金額を貸借対照表の貸方で資本または負債に計上するという、引当金の分割表示である。

レギュレーションFは、「過去5年間の貸倒発生額（ただし回収額を控除した純額）の貸出金総額に対する比率の平均値など、一定の方式で計算した金額を費用に計上すべき下限額とし、かつ経営者の判断に基づいて設定された、当該下限額を上回る金額も、その旨を財務諸表に脚注表示すれば費用に計上しうる⁹⁾」と定めた。『銀行監査』は、「特定の時点における貸付ポートフォリオの個々の残高の回収可能性の評価を基礎とした引当額だけでは、景気循環の不況期では一般に不十分であると言わなければならない」とレギュレーションFを批判し¹⁰⁾、税法に定められた認容額に対しても、「財務省算定方式により許容される最高限度額は、大部分の銀行の会計目的のためには不十分な場合もある」とこれも批判する¹¹⁾。

なるほど確かに、レギュレーションFは、「下限基準として一定の方式による」べきことを規定したのであるから、その限りでは利益計算の客観性を担保することを意図したとも考えられる。だが、その規則は、従前の「税法認容額を最高限度額とする」ことを「下限額」に改め、さらに「経営者の判断」による金額を費用化——過去の貸倒経験を基礎とし、これに貸出ポートフォリオの性格の変化や銀行の信用政策の変更や経済情勢の推移等、知りうる限りの要因を織り込んで、銀行の経営者が継続性基準に則って貸倒損失を規則的に営業費用に計上することとなるような一定の方法を決定することを『銀行監査』は勧告している——して¹²⁾、後に述べるようにその大部分を「偶発損失引当金」として内部留保することを承認したのである。レギュレーションFが、「経営者の判断に基づいた当該下限額を上回る金額を費用に計上しうる」として、「経

9) AICPA, *ibid.*, p. 2.

10) AICPA, *ibid.*, p. 47.

11) AICPA, *ibid.*, p. 47.

12) AICPA, *ibid.*, p. 47.

〔表一〕 モルガン銀行の損益計算書 (連結)

Consolidated Statement of Income Morgan Guranty Trust Company, 1964		
	1964	1963
Operating income		
Interest on loans	\$126,327,535	\$110,603,166
Interest on U. S. government obligations	21,515,522	19,188,747
Interest on obligations of states and political subdivisions	13,875,251	14,022,454
Interest and dividends on other securities	2,228,189	2,402,447
Trust and agency income	35,539,745	31,675,387
Other operating income	13,217,257	10,778,461
Total operating income	212,703,499	188,670,662
Operating expenses		
Salaries	34,507,501	32,605,686
Deferred profit sharing	3,651,659	3,027,371
Additional compensation	1,212,500	967,000
Other employee profits	6,227,704	6,229,707
Federal Deposit Insurance	1,091,495	1,143,340
Interest paid	50,264,518	39,028,981
Net occupancy expense of bank premises	9,724,613	9,289,762
Other operating expenses	9,632,985	7,981,659
Total operating expenses	116,312,975	100,273,506
Operating earnings	96,390,524	88,397,156
Income taxes applicable to operating earning	41,817,000	39,272,248
Net operating earnings	\$ 54,573,524	\$ 49,124,908
Per share—8,294,000 shares	\$ 6.58	\$ 5.92
Nonoperating additions and (deductions)		
Investment security profits (losses)	\$ (2,704,801)	\$ 880,351
Income tax effect	1,412,000	(243,000)
Provision for possible loan losses	(2,000,000)	(6,200,000)
Income tax reduction	1,000,000	3,224,000
	(2,292,801)	(2,338,649)
Transferred to undivided profits	\$ 52,280,723	\$ 46,786,259

〔表-2〕 貸倒引当金脚注表示の変化 (モルガン銀行)

貸倒引当金の脚注表示は制度改正前後で以下のように変化している。

〔1〕 1965年度年次報告書における脚注表示

Reserve for possible loan losses :	1965	1964
Balance, January 1	\$36,840,283	\$ 34,771,471
Recoveries on loans	24,693	68,812
Provision for possible loan losses	23,500,000	2,000,000
	<u>60,364,976</u>	<u>36,840,283</u>
Loans charge-off	939,338
Balance, December 31	<u>\$59,425,638</u>	<u>\$36,840,283</u>

〔2〕 1969年度年次報告書における脚注表示

Reserve for possible loan losses :	1969	1968
Balance, January 1	103,815,570	88,173,299
Provision charged to operating expence	1,000,000
Additional provision :		
Net charge to retained earnings	5,098,000
Deferred tax charged against income	5,702,000
Provisions charged to other nonoperating deductions	16,000,000
Recoveries on loans previously charged off	258,305	170,241
	<u>115,873,875</u>	<u>104,343,540</u>
Loans charged off	2,129,334	527,970
Balance, December 31	<u>113,744,541</u>	<u>103,815,570</u>

〔3〕 レギュレーションFに定められた形式は、モルガン銀行の場合、1974年度年次報告書で以下のように「整備」されて表示される。

Loan portfolio and reserve for possible loan losses

An analysis of the loan portfolio at December 31, 1974 and 1973 follows :

Loans at domestic offices	1974	1973
Commercial and industrial	\$4,545,210,650	\$3,210,432,282
Nonbank financial	1,507,383,047	1,195,080,734
Broker and dealer	692,200,115	616,995,812
All others	2,010,098,765	1,547,912,786
Loans at foreign offices	5,311,562,016	3,910,138,240
Total loans	<u>\$14,066,454,593</u>	<u>\$10,480,559,854</u>

The composition of the reserve for possible loan losses at December 31, 1974 and 1973 was follows:

	1974	1973
Provided from income, less net charge-offs, and accordingly available for future charge-offs	\$118,558,679	\$101,977,762
Transferred from retained earnings, after related income tax effect	52,693,194	34,680,198
Accumulated tax reduction related to transfers from retained earnings	53,050,000	34,453,000
	<u>\$224,301,873</u>	<u>\$171,110,960</u>

An analysis of the changes in the reserve follows:

	1974	1973
Balance, January 1	\$171,110,960	\$135,800,443
Provision for loan losses charged to operating expense	40,000,000	8,000,000
Transfer from retained earnings, after related income tax effect	18,012,996	15,081,901
Provision for deferred income tax, charged to operations, related to transfer from retained earnings	18,597,000	14,104,000
Recoveries on loans previously charged off loans charged off	4,224,617 (27,643,700)	1,142,510 (3,017,894)
Balance, December 31	<u>\$224,301,873</u>	<u>\$171,110,960</u>

Judgement of the adequacy of the amount of the reserve available for the future charge-offs, and the consequent determination of the provision to be charged to operating expense, are based on an evaluation of the potential losses in the loan portfolio. The minimum amount chargeable to operating expense, based on Morgan Guaranty's loan loss formula, was \$13,776,000 in 1974 and \$7,049,000 in 1973.

In addition to the reserve described above, certain subsidiaries, have loan loss reserves, amounting to \$2,578,632 and \$1,392,820 at December 31, 1974 and 1973, respectively, that are deducted from loans in the consolidated balance sheet. The applicable provisions charged as "other operating expenses" were \$1,309,450 in 1974 and \$161,792 in 1973.

営者の判断」を強調したことは、銀行経営における自己責任を強調したものである。また、経済的効果をふまえてこの措置を検討すれば、銀行の内部留保を促進して銀行経営の「健全性」を高め、銀行会計を通じて経営基盤を強化する方策となっている。以下では、このことを税法の側面からみることにしたい。

レギュレーションFが設定された後に、内国歳入規則 (Internal Revenue Ruling) 65-92 が、1965年に施行された。ここでは貸付金の2.4%に相当する金額の損金処理が認められることとなった。損金処理の基準が定められたことは、「当期営業利益の20%という貸倒引当金は決して異常なものではなく、税引前当期純利益の35%という金額を計上する銀行もあった」という実務を¹³⁾、税法による法的強制力も付与して改善し、利益計算の客観性をより高めることを意図したものともみることができ。しかしながら、1948年から1966年までのアメリカ商業銀行全体での不良債権の平均発生率(総預金高に占める不良債権の比率)は、1億ドル以上の預金を有する銀行ではわずか0.08%に過ぎず、500万ドル以下の小銀行であっても0.17%に過ぎないのである¹⁴⁾。一方は対預金高の比率で他方は貸出金に対する比率なので貸付率を考慮しても、税法基準にいう2.4%という数値は、現実の発生率とは、まさにひとけた違う数値である。この税法基準に対してすら、AICPAの『銀行監査』は、「不十分な場合もある」と批判して、レギュレーションFと同様に「経営者の判断」という裁量を承認するのである。

以上をふまえ、「銀行会計にGAAPを適用する」ことの意義を考察しよう。貸倒損失や貸倒引当金繰入額は、費用項目の一つであるとともに、銀行の貸付内容を反映する不良貸付の状況をディスクローズするものである。以上に述べたように、レギュレーションFや税法において貸付金額の2.4%という基準が

13) Henry P. Hill, Changes in Accounting Principles for Commercial Banks, *Business Lawyer*, 26 (9), 1970, p. 103.

14) この間の預金規模別の不良債権発生率(預金総額に対する比率)は、500万ドル未満の銀行では0.17%、500万ドルから1,000万ドルの銀行では0.15%、1,000万ドルから1億ドルの銀行では0.13%、1億ドル以上の銀行では0.08%となっている(Ray H. Garrison, Accounting for Bad Debts in Banking, *Bankers Magazine*, 152 (3), 1969, p. 20.)。

設定されたことは、20%や35%という相対的に過大な引当金設定実務に対して、継続性基準を適用して安易な利益操作を排除するという意義をもつ。とはいえ、ここでは設定基準それ自体の客観性が検討されたわけではないことに留意すべきである。というのは、レギュレーションFも『銀行監査』も、「銀行はあらゆるタイプの貸倒損失に対応する必要がある」という認識で一致し¹⁵⁾、双方とも「経営者の判断」という「経理自由」を承認するのであるから、設定基準それ自体の客観性を吟味するという課題は、当初から埒外にあった。しかも、税法に定められた損金繰入額と現実の貸倒損失との差額は、内部留保性資金となる。GAAPを銀行会計に適用するということは、継続性基準により利益計算の客観性を担保するようにみえながらも、その実、従来の「上限基準」を「下限基準」とすることによって、内部留保を促進し、経営の「健全性」を確保せんとしていることはすでに述べたとおりである。

IV 銀行会計の近代化とは何か

では、銀行会計の近代化が文字通りのそれとして妥当するのは何処に求められるのであろうか。1964年以前においては、貸倒引当金の設定実務は統一性を欠いていた。従ってその限りにおいて、個々の銀行間の業績比較は困難である。それゆえ、「合理的投資家」のイデオロギーでは、まず貸倒引当金の統一的な処理実務を策定することが、銀行間の業績評価を可能にするのに必要とされる。ここで課題となるのは、銀行法の債権者保護の理念から導き出される「銀行経営の健全性」を保持するため、「保守的」な銀行会計をどう温存するのかということである。加えて、1961年にAICPAの「銀行会計および監査委員会」が指摘していたように、GAAPからすれば、銀行会計には幾つかの「誤り」が含まれていた¹⁶⁾。これでは他の産業と銀行との業績比較は困難であるので、

15) AICPA, *ibid.*, p. 47.

16) 1961年の同委員会が指摘した問題点は以下のものである。①当期純利益を誤って計算している。②銀行の建物や固定資産のような長期資産の費用を誤って償却しており、中には1ドル償却もみられる。③貸倒引当金控除後の正味貸付金を誤って貸借対照表に反映している。④貸付業務に

異なる産業部門間での個別企業の公表財務諸表を基礎とした業績評価が必要となる。ここでは、銀行間の業績評価とともに他産業との業績評価を行なうには、他産業との共通の基礎としてGAAPを銀行会計に適用するという課題と、多かれ少なかれ会計実務に「保守性」を温存するという課題——債権者保護の論理によって銀行会計に与えられる特殊性——とが与えられることになる。

先に私は、税法の損金算入基準から後者の課題が果たされていることを述べているので、以下では具体的に会計の表示形式の側面からこの課題が果たされていることを、GAAPを反映した貸倒引当金の設定実務という論点から述べようと思う。

すでに述べたように、銀行間の業績比較の基準設定において、「経営者の判断に基づいた税法上の規定を上回る金額」が認められているのであるから、会計処理方法においても、貸倒損失と「経営者の判断」による貸倒引当金繰入額との差額をどう表示するかが課題となる。レギュレーションFによれば、従来の実務はこうである。

「貸倒引当金繰入額は、それによる法人税の軽減額とともに、損益計算書上では営業外収益 (Nonoperating additions and deductions) に含め、当期営業純利益 (Net operating earnings) の決定から除外し、貸借対照表上では貸出金の累計額から引当金を控除して表示し、……損益計算書の最終の数値は『未処分利益金への振替額 (Transferred to undivided profits)』とされており、当期純利益 (Net income) という用語は全く見当たらない」¹⁷⁾。

『銀行監査』は、「貸倒損失は信用の供与という銀行の基本的な機能に当然の出来事であり、従って当期営業利益 (Operating earnings) の中に反映すべきこと」を主張した¹⁸⁾。表示形式をめぐる双方の意見の対立は、数次にわたる協議をへて以下のように決着をみる。

銀行監督当局は、貸倒損失すなわち実際に損失として計上する金額と、貸倒

に伴う損失を誤って損益に含めている。③有価証券売却損益が銀行業務の一部を構成しているという点を理解していない。④発生主義を誤って採用している (AICPA, *ibid.*, p. 100.)。

17) AICPA, *ibid.*, p. 31.

〔表一三〕 銀行会計実務の対照 (1968年『銀行監査』を前後して)

	従来の銀行会計実務	『銀行監査』が指示した会計実務
投資有価証券	銀行業界では、額面価額以上で購入された収益の最も公正な表示のため、プレミアム償却は不可欠と認められてきた。しかし、ディスカウント償却の慣習は、それほど広く普及していないので、ディスカウント償却は任意とする。	プレミアムとディスカウントの償却は、投資収益の最も公正な会計表示をもたらすのみならず、ポートフォリオ管理において最も重要な「利回り」を会計処理するのに、最も適合するものである。
株式配当	銀行は、株式配当の場合、慣習的に発行される追加株式の額面価額に等しい額だけ剰余金勘定から株式資本に振り替える会計処理を行ってきた。この振替には、しばしば未配当利益金から剰余金への同額ないしは、それ以上の額の振替（追加発行株式の公正な価格と等しいほど、大きな額の振替は稀である）が随伴して行われた。現行の銀行法その他銀行に関する諸規則の下で、剰余金勘定から源泉に係わりなく、株式配当を行なうことは合法的である。	株式配当の場合、公正な価格の金額を未配当利益金に賦課するよう求めることは、適当ではないと思われる。健全な銀行経営の原則は、予想される現金配当要求を超過する株式利益を、より大きな永久資本（資本金と資本剰余金）の便益を得るためできるだけ早く剰余金に振り替えることを命じるのであるが、この原則に従えば株式配当の適正な価格を吸収するのに不十分な未処分利益金しか残らない結果となるからである。左記の実務が合法的である以上、剰余金が所定の水準以下に減少しない限り、当該取引は銀行の永久資本を表示する諸勘定の内部で処理されるべきである。株式配当の記帳と同時になされた未処分利益金から剰余金への振替は、配当には関係なく、ただ単にそうした振替を行なう銀行の権利行使と考えられるべきであろう。 株式配当の会計に適正価値に代えて額面金額を用いることは、GAAPに準拠しているとは認められない。しかし、銀行資本勘定の特質と株式持分についてのAICPAの研究が、現在進行中であるという事実ゆえに、当委員会は銀行が株式配当の会計に額面価額を用いることは、少なくとも現在では適正な会計慣行であると信じている。
	大部分の銀行は、キャピタル・ノート残高を貸借対照表の資本の部に記載している。この慣行はまた、連邦監督当局のレギュレーションに定められた取	当委員会の意見によれば、この会計処理は一般的に言って銀行の場合、適切であると考えられる。キャピタル・ノートは、借入債務 (debt obligation) であ

引当金繰入額すなわち「経営者の判断」により計上した金額とを峻別し、前者を費用計上することを認め、未処分利益として処理された繰入額を「偶発損失に対応する引当金の積立」と解して、「実際の損失の吸収に用いられてはならない」旨、規定した¹⁹⁾。この部分は資本の部におかれ、未処分剰余金の一部として自己資本に算入される明確な利益性留保資金——公示秘密積立金——と位置づけられ、銀行経営の「健全性」の維持に一役かうことになるのである。この結果、貸倒引当金は次の3つに分割表示されることになる。すなわち、貸倒損失のための評価性部分と、「偶発損失に対応する引当金」部分と、繰延法人税部分の3つである。AICPAの『銀行監査』は、この銀行監督当局が定めた表示形式と、GAAPにおける従来の表示形式との同一性を指摘することをもって、銀行会計へのGAAPの「適用」と解している。すなわち、APB意見書第12号は、営業費用に賦課した評価性引当金は貸出金総額からの控除額として示すことを指示しており、ARB43号6章8節は、未処分利益金として処分された追加額は資本の部に表示することを指示し、APB意見書第11号は、繰延法人税の金額は他の繰延税と一括して計上することを指示しているが、ARB意見書では未処分利益金として処分される偶発損失部分を資本の部から区別して表示することも認めている、と『銀行監査』は指摘している²⁰⁾。銀行会計近代化の具体的内容の第一は、以上に述べたように、GAAPを「適用」して会計処理手続を定め、個別銀行間のディスクロージャーの形式を整え、それによって銀行間の業績比較を容易にした点に求められる。

銀行会計の近代化の第二の内容は、GAAPという他産業との業績比較基準を銀行業にも「適用」することを通じて、銀行会計に対する公認会計士監査の法制度化の基礎が与えられたことである。当時プライス・ウォーターハウスのパートナーであった Henry. P. Hill は、銀行会計の監査基準が設定される以前の監査実務を、「それまでの銀行監査のやり方は、集められるものは何でも

18) AICPA, *ibid.*, p. 47.

19) AICPA, *ibid.*, p. 2.

20) AICPA, *ibid.*, p. 3.

キャピタル・ノート	扱いても合致している。債券の利子は、損益計算書の経常費用の部に含まれている。	るが、他の負債と比べて借入資本 (capital debt) よりも持分資本の性質により近い。この区別の最大の特徴は、それが劣後債 (subordinary debt) であるということである (劣後債でなければ資本の部から取り除かれ、貸借対照表の負債の部に含まれなければならない)。当委員会は、資本の部にキャピタル・ノートを含める場合、資本の部に株式持分のための区分を設け、その額を小計として示すべきだと確信する。
剰余金と未配当利益金	銀行は通常、財務諸表上で資本剰余金と利益剰余金を区別しない。大部分の銀行では、剰余金勘定には両者が混在しており、未配当利益金は剰余金勘定へ振り替えられる以前の、利益剰余金の一部をなす。銀行株式は、通常、プレミアム付きで発行され、これが資本剰余金を形成する。さらに一部は少なくとも法の定めるところにより、直接に利益金あるいは未配当利益金から剰余金勘定に振替られる。銀行は剰余金残高勘定をその源泉に係わりなく、資本金勘定と共に銀行の永久資本 (permanent capitalization) を構成するものとみなしており、従って資本剰余金と利益剰余金との区分表示の理由はないものと思われる。	資本剰余金と利益剰余金との区分表示は、不可欠とは言わないまでも、有益なディスクロージャーとなりうる。また、いかなる場合にも、未配当利益金勘定の残高と剰余金勘定の残高とは区分表示されるべきである。
諸準備金	予期しうる将来の損失と個別的に結びついているわけではない一般的性格の各種準備金 (証券準備金や貸倒損失準備金 [評価性引当金として取扱われた部分を除く]、一般準備金) を銀行は種々の方法で積立ててきた。これらの準備金は、本来ならば利益に対して賦課されるべき費用を吸収するのに用いられた。	このような慣行は、利益の誤った表示となり、かつ多くの場合、実質的な損失ないし費用を財務諸表に顕現させることを完全に怠る結果となる。経営者が将来の危険に対しても、準備金を設定することが必要と考えた場合は、それは未処分利益金を処分して、特定積立金として処理し、貸借対照表上は資本の部の中に分類することが妥当である。リスクが実現すれば、それによる損失は利益に賦課され、準備金は、損失や他の費用を吸収するのに用いられてはならない。

かき集め、借方と貸方が一致するのは神のみぞ知るというものであった。銀行家が職業会計士に対して、『あなた方は責任をもって銀行を監査しているのか』と問うたとしても何の不思議もない曖昧な監査であった」と述懐している²¹⁾。A I C P Aは1961年に「銀行会計および監査委員会」が当時の銀行会計実務の問題点を指摘しはしたが、実際の会計実務に影響を及ぼすことはできなかった。さらに1966年には「銀行の会計基準を検討中である」という理由から、A P B意見書第9号の適用を除外した。そのA I C P Aも、1968年には銀行監査のガイドラインとなる『銀行監査』を公表し、翌69年1月には、その『補遺』を公表するに至る。

A I C P Aが意図したのは、Hill が述べたような監査実務を改善し、公認会計士監査への投資家の信頼を形成することであった。さらにこの信頼性を強化するために、法制度化が図られ、銀行業に適用されるべき監査手続や監査基準を確定し、これを法制度化していく過程が近代化の第三の内容をなしている。まずA P B意見書第13号は、銀行に与えられていた除外条項を廃して、A I C P Aが定めた監査基準を採用するよう指示し、次いで1971年10月のA S R 121が様式S-14を改正して、同年11月30日以降に終了する会計年度における財務諸表は、独立の公認会計士による監査を要し、未監査銀行は、その規模に係わりなく監査済財務諸表を記載することを期待する旨、定められた。他方、連邦準備制度は、財務諸表の適正性を証明する者は、会計担当重役 (accounting officer)、監査役、独立監査人 (independent auditor) という三者のいずれかでよいとしていたが、1972年12月31日以降に終了する会計年度における連邦準備制度宛年次報告書には、公認会計士による監査済財務諸表を提出するように定めた。これらの法改正によって銀行の外部監査は、証券法においても銀行法においても法制度化されるに至り²²⁾、アメリカ商業銀行のディスクロージャー制度が形成されたのである。

21) Henry P. Hill, *ibid.*, pp. 102-103.

22) M. C. Nelson, Current Developments in Bank Accounting and Financial Reporting, *The Virginia Accountant*, 25 (6), 1973, pp. 14-15.

V お わ り に

GAAPとの乖離を埋めていくという意味での銀行会計近代化は、債権者保護の理念に裏付けられた「銀行経営の健全性」という名の下に、銀行会計の「保守性」が温存されつつ、銀行会計へのGAAPの適用範囲が確定されていた。貸倒引当金の設定実務においては、「経営者の判断」という「経理自由」の論理を採用することにより、事実上、わが国のかつての特定引当金と同様の、いわゆる公示秘密積立金の設定が認められることとなった。ここでは税法が、損金繰入額の増額を認めるとともに、GAAPはこの「公示秘密積立金」の設定を権威づける機能を果たしている。こうした会計実務が許されるのも、「合理的投資家の意志決定に資する」業績評価は、銀行間ないし他産業との業績比較を意味するので、銀行資本の現実的運動を如何に財務諸表の表示形式に表現するのかという検討は必要ではなく、GAAPという共通の第三者に還元して、そこに共通の基礎を見出しさえすれば業績比較のための会計実務は成り立つからである。ここにこそGAAPの機能——内容に係わりのない、会計処理方法の抽象的な共通性として第三者的機能を果たす——がある。このようにして与えられた会計実務に対して公認会計士監査が財務諸表への信頼性を付与し、その限りにおいて、投資家の銀行会計への信頼性が形成されてゆくのである。

(1989. 6. 20脱稿)